

令和 7 年度川西町住宅リフォーム支援事業補助金工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量		工事点
寒さ対策・断熱化	1－1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	1 0 点／工事	○	工事	点
	1－2	外部に面する住宅の開口部に別表第 5 (1)の基準を満たす建具を設置する工事	5 点／箇所	○	箇所	点
	1－3	熱交換換気システムを設置する工事	4 点／箇所		箇所	点
	1－4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第 5 (2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2 点／㎡	○※	㎡	点
	1－5	浴室、脱衣所、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	1 0 点／箇所		箇所	点
バリアフリー化	2－1	住宅内の廊下又は出入り口の幅を拡張する工事	1 0 点／㎡	○※	㎡	点
	2－2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	2－3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1)	浴室の床面積を増加させる工事	1 0 点／㎡	○※	㎡	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	(3)	浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事(固定式の移乗台、踏み台等)	2 点／箇所	○	箇所	点
	(4)	身体洗浄を容易にする水洗器具の設置、又は同器具に取り替える工事	3 点／箇所	○	箇所	点
	2－4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1)	便所の床面積を増加させる工事	1 0 点／㎡	○※	㎡	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	2－5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを設置する工事				
	(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付ける工事	2 点／m	○	m	点
	(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付ける工事	2 点／箇所	○	箇所	点
	2－6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の段差を解消する工事				
	(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入り口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	1 0 点／㎡	○※	㎡	点
	(2)	(1)以外の部分の段差を解消する工事	5 点／㎡ 又は 2 点／箇所	○※ ○	㎡ 箇所	点 点
	2－7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点／箇所	○	箇所	点
	(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点／箇所	○	箇所	点
	(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事				
	ア	戸に開閉のための動力装置を設置する工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	イ	戸を吊戸方式に変更する工事	5 点／箇所	○	箇所	点
	ウ	ア及びイ以外のもの	2 点／箇所	○	箇所	点
	2－8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点／㎡	○※	㎡	点
	2－9	エレベーターや階段用昇降設備を設置する工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
克雪化	3－1	屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2. 5 点／箇所	○	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事				
		雪止め施工延長（累計） 5 m未満	5 点／箇所	○	箇所	点
		〃 延長（累計） 5 m以上	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	5 点／階	○	階分	点
	3－2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	(3)	屋根に雪割板を設置する工事	1 0 点／箇所	○	箇所	点
	3－3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	1 0 点／箇所		箇所	点
木県材産	4	住宅に県産木材を使用した工事	2. 5 点／0. 1 ㎡ (0. 1㎡未満切捨て)	※	㎡	点

合計	点
----	---

○印：工事点数の計算について、住宅等を増築する部分で実施される工事内容は対象外となります。（増築する部分以外で要件工事が必要となります。）
※印：基準単位数量に満たない場合は、要件工事になりません。（基準単位未満切捨てのため）

様式第 2 号（裏面）

別表第 5

(1) 別表第 1 で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 ($\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$)
外窓交換	3. 5 以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表 1 で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値 ($\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)
屋根	4. 6 以上
天井	4. 0 以上
外壁	2. 2 以上
床	3. 3 以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1. 7 以上